

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独個）諮問第17号及び同第18号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（独個）答申第21号及び同第22号）

事件名：本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

本人に係る貯金残高証明請求書の回答書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る貯金残高証明請求書の調査結果の回答書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け機構第374号及び同月18日付け機構第393号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書の要旨

平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A-B～C」担保定期4件の、機構保有個人情報が開示をしない旨の決定になっている為に、機構保有個人情報である担保定期4件の預入の証拠が判明している「回答書の写し」を開示してください。

（2）意見書の要旨

審査請求人が預入をした担保定期郵便貯金が郵便局員に横領されたので、当該預入及び横領に係る多数回の調査請求を行っているが、これに対して、ゆうちょ銀行（「株式会社ゆうちょ銀行」を指す。以下同じ。）特定貯金事務センターの上司職員が隠匿（隠滅）して正しい回答書等が送付されていない。

機構は、ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員の証拠隠匿（隠滅）、データ改ざんの虚偽の回答を調査もせずに、機構保有個人情報「保有なし」と虚偽の開示決定を繰り返している。

（資料添付省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求人は「審査請求書」及び同請求書に係る「補正書」により、当機構が「ゆうちょ銀行徳島貯金事務センターの上司職員の機構保有の個人情報の隠匿、データ改ざんの虚偽の回答を正当化した開示決定を繰り返している」と主張し、「記号番号「特定番号A-B-C」担保定期4件の預入の証拠が判明している「回答書の写し」を開示」するよう求めている。
- 2 審査請求人が求めているのは当該郵便貯金4件が現に預入されたことを示す回答書（「預入の証拠が判明している回答書」）の写しであるところ、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく当機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証拠は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する当機構の不開示決定について、当機構が異議申立人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされおり、異議申立人によるその後の異議申立てに係る各答申においても当機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と当機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担

保定期郵便貯金（記号番号「特定番号A－B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A－B～C」の担保定期郵便貯金4件が存在したことを前提とした回答書が存在しないことは明らかである。

3 以上により、本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月26日 諮問の受理（諮問第17号及び同第18号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 同年11月15日 諮問第17号及び同第18号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

（1）審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書によれば、審査請求人の担保定期郵便貯金が郵便局員に横領されたので、これまで、その証拠となる貯金残高証明等の文書の請求を多数回行っているが、これに対して、処分庁の委託を受けたゆうちょ銀行の貯金事務センターは、証拠書の隠蔽、データ改ざんの虚偽の開示を繰り返しているとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

（2）諮問庁の主張の要旨

諮問庁は、審査請求人の主張する担保定期郵便貯金の預入の事実及び郵便局員による横領の事実はなく、証拠の隠蔽等もないので、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件開示請求に対する原処分には誤りはない旨説明する。

（3）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤については、審査請求人は、具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の異議申立てを受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2のとおり）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において

本件対象保有個人情報保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する横領、隠蔽等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史